

司法修習委員会（第42回）議事録

1 日時

令和4年6月3日（金）午後3時から午後5時まで

2 開催方法

オンライン会議

3 出席者

（委員）岩崎晃、沖野眞已、中山孝雄、神村昌通、菅原ますみ、濱中淳子、平田豊、松下淳一、山本和彦（委員長）（敬省略）

（幹事）石井芳明、石田京子、一場康宏、大原義宏、加藤経将、河本雅也、川山泰弘、佐藤隆之、佐藤雅彦、設楽あづさ、杉山徳明、鈴木謙也、鈴木道夫、宮村啓太、和田俊憲（敬省略）

4 議題

(1) 意見交換

ア 司法修習の実施状況等について

イ 実務修習に関する状況等について

ウ 指担協の協議事項について

(2) 今後の予定について

5 議事

(1) 委員及び幹事の交替

井田委員、笠井委員、酒巻委員、高瀬委員、藤原委員及び増田委員に替わり、新たに岩崎委員、沖野委員、中山委員、菅原委員、濱中委員及び松下委員が委員に任命され、沖野幹事、五島幹事、中井幹事、松下幹事及び山本幹事に替わり、新たに石田幹事、佐藤（雅）幹事、

鈴木（道）幹事、宮村幹事及び和田幹事が幹事に任命された旨の報告がされた。

(2) 委員長選任等

委員の互選により、山本委員が委員長に選任された。また、松下委員が委員長代理に指名された。

(3) 報告

一場幹事から、司法修習の実施状況等について報告がされた。

また、一場幹事から、修習専念資金の貸与申請について、74期では最終的に769件（53%）となったこと、75期では本年5月10日時点で653件（約49.1%）となっていることが報告された。

さらに、一場幹事から、兼業許可の状況について、74期では最終的に322件が許可されたこと、75期では本年5月10日時点で293件が許可されていることが報告された。

(4) 意見交換

ア オンライン方式の効用について

（山本委員長）

司法修習の実施状況等に関し、司法研修所の各上席教官の幹事から、オンライン方式の効用、その限界、あるいは修習における対面方式の意義について御説明をお願いできればと思います。民裁教官室からお願いできますか。

（鈴木（謙）幹事）

民事裁判教官室の鈴木でございます。まず、オンライン方式による修習を経て、オンライン方式の効用と思われる点として、講義の録画の視聴による復習が可能であり、繰り返しによる定着が図れるという点、大きな教室よりもパワーポイントが見やすく、講義が聞

きやすいという点、オンラインのツールを使うことで資料の配布やペーパーの提出が容易になるという点、グループワークでの共同編集機能を使用したペーパーの作成が可能である点、課外企画では座談会等の動画をアップロードしたり、遠方の講演者による講演等を実施したりすることも可能であった点などが挙げられます。そのほか、修習生の個別面談についてはオンラインツールを使い、時間、場所を選ばずにフレキシブルに実施することができたという効用がありました。

当初課題と考えられた点についても、講義中は修習生にカメラをオンにするよう協力を求めたことで、修習生の様子もある程度は把握しながら講義を行うことができましたし、双方向のやり取りは一对一でカメラオンということであればかなりスムーズに実施できました。グループ討論についても、グループの人数を少なくするなどの工夫によって思いのほか充実した議論ができたことなどが指摘できます。

ただし、これらの前提として、事務局において機材、通信環境の整備を図ったこと、修習生の多くがデジタル世代であり、元々オンラインに対する親和性、習熟度が高かったこと、教官も73期の集合修習から74、75期とオンライン方式が続き、習熟していたことがあったと思います。

修習における対面方式の意義につきましては、講義における教室の雰囲気、修習生が今の話を理解しているかというようなことを感じながら講義をすることが対面と比較すると難しいところがあるのではないかと思います。グループ討論につきましても、やはり対面と比較するとやりにくいところがあり、人間のコミュニケーション

は映像と音声だけではないのだということを改めて実感した次第です。

また、人によってはオンラインだと質問がしにくいとか、ちょっとしたこと、わざわざ挙手をして質問するほどではないことを授業の合間に教官に聞いたり、隣の席の修習生に聞いたりということがやりにくいということがありました。また、修習生同士の横のつながり、教官と修習生とのつながりが持ちにくい、あるいは希薄になるというところは否めないと思います。最後の点については、どこまでを修習に求めるかということがあるかもしれませんが、しっかりした人間関係の構築が円滑な修習の実施につながるという面はあると思います。

今後の展望としては、私見になりますが、オンラインの良いところ、対面の良いところの両方を取り入れて、ハイブリッド的なことを目指していくのではないかと思います。将来的には、修習生の負担を考慮しつつも、講義は事前に見てもらい、研修所では、それを前提にしたグループ討論、その結果のプレゼンテーション、それを踏まえた議論を行うといった反転授業的な講義の在り方、ひいては、対面で集まって行う意味が本当にあるものは何かということを考えてもよいのではないかと考えております。

(山本委員長)

ありがとうございました。続いて刑裁教官室からお願いします。

(河本幹事)

刑事裁判教官室の河本でございます。概要については鈴木幹事からの報告のとおりでございます。オンラインの持つ、時間と場所を越えて情報の共有や伝達が可能となる点が利点として出たように思

います。随時復習・質問ができ、遠隔地での企画を全員が視聴することができる。この点に関しては、修習生からも大変好評でございました。一部の修習生からは、感染状況がひどい状況の中でも安心して講義を受けることができたといった声も寄せられました。

講義的なもの、情報の伝達については、対面であってもオンラインであっても、ある程度の工夫をすることで、同じような効果が得られるのではないかと考えています。

一方で、教える側の話として、視聴者である修習生からの圧、手応えのようなものが感じきれないこともございますので、理解度に応じた対応が難しい部分があったと考えています。教えられる側の話としては、これは対面かオンラインかというよりは参集かオンラインかという問題ですが、集まることの意義がないのかという点です。グループを小さくするなど、やり方を工夫することによってある程度の効果は得られましたが、やはり、相互の議論がもう少し活発にできることがいいのではないかと考えています。それは、裁判そのものが疑問をぶつけ合い、解消し、集約して人の納得を得るという所為であり、この辺りのことを体感しておく意味があると考えているからです。実務修習では指導担当官と修習生、修習生同士で議論をしておりますが、研修所でも、特に、修習の集大成となる集合修習の時に、この点何もなくて良いのか、という意味で、参集の意義を改めて考えているところです。

いずれにしましても、74期は全部オンラインで実施しましたが、基本的に問題なく修習を終えております。これは修習生のやる気、意欲が反映されたものであると考えています。

(山本委員長)

ありがとうございました。続いて検察教官室からお願いします。

(杉山幹事)

検察教官室の杉山でございます。基本的に民裁、刑裁と同様でございますが、オンライン方式の効用について、学習効果としては、当初想定していた以上のものが実現できているというのが実感でございます。やはり、録画映像による復習、パワポ資料の共有、あとはオンラインを活用して修習生と時間、場所を問わず面談ができるということがプラスに働いているという気がしております。

オンライン方式の限界について、まずは、やはり、教官は、単に言語的な情報だけで理解度を把握しているわけではないということに改めて認識しているところです。オンラインであると、相手の顔なり、ちょっとした仕草を見ながら理解度を図り、理解度の低そうな部分を重点的に解説するといった臨場的な講義の仕方には限界があるという点が指摘できます。また、一方的な講義ではなく、修習生に参加してもらった形で実施するカリキュラムの課題もあります。検察教官室では捜査演習というカリキュラムを実施しており、導入修習で検察実務に入る前につなぎとして行うもので、本来的には、教室で送致段階の記録を配布し、その場で各自検討させ、また、修習生同士でも議論をさせるほか、その場での実演や、解答例としてのビデオの視聴等も交えながら、臨場的に捜査の演習を行うカリキュラムです。これについて、オンラインで実施した関係上、記録を事前に配布しておかざるを得ず、もちろん、事前に見てはならないということは伝えているのですが、やはり臨場感に欠ける部分があることは否定できないところです。

このように、顔を見ながらその場で教えるということの重要性を

改めて感じた次第でございます。

（山本委員長）

ありがとうございました。続きまして民弁教官室からお願いいたします。

（佐藤（雅）幹事）

民事弁護教官室の佐藤でございます。まず、効用につきましては、3教官室からもお話があったとおりで、これと重なる話になってしまいますけれども、資料の事前配布の点、今までは講義の日に紙で直接配っていたものを、事前に配信できるようになったことで、修習生が予習する時間ができたというのが一点です。それから、講義録画を利用し、熱心に復習をしている様子が見られたこと、個別面談がやりやすくなったこと、この辺りも、ITの優れた点、リアルよりもむしろ良かった点ということになろうかと思えます。このような話は、講義科目、講評科目についてかなり強く当てはまりますが、演習科目ではリアルには敵わない点もあります。もっとも、演習科目の中でも、民弁で実施している法律相談のカリキュラム、これは実際の相談を実演してもらうものですが、これをオンラインで行うことについては、現在の実務の中でも弁護士はオンラインを通じて多くの相談や打合せを行っており、実務でやっていることを体現しているという面もありますので、リアルで行うべき修習の代替にとどまらない積極的な意味付けもできるのではないかと考えています。以上が良い点ということになると思います。

次に、オンライン方式の限界についてです。オンライン修習で最初に危惧されたことは修習生同士のコミュニケーション、人間関係の形成が十分に図れるかということでした。幸い、実務修習は現在

も基本的に通常どおりの修習が実施できており、実務修習中に人間関係を形成できているようですので、実務修習が終わってから行う集合修習については、そこまでコミュニケーションを気にする必要はないと受け止めているところです。しかし、導入修習については、見ず知らずの人たちが集まるものであり、これがオンラインで始まるわけですので、なかなかこれは難しいということを感じています。もちろんグループワークやグループ討論を取り入れたり、教官の声掛けでオンライン懇親会をやったりだとか色々やってはいるのですが、ここはやはりリアルには到底及ばない状況だと思えます。その後、修習生は実務修習に入りますが、特に第1クールが弁護修習の人は一人の状況が続きますので、不安に思っている人も多いという状況にあります。導入修習の意義の一つが実務修習への円滑な橋渡しであるということから考えましても、導入修習はオンラインでなくリアルで行う意義が大きいのではないかと感じているところです。

それから、グループ討論について、その教育的効果が高いということは各教官室共通の認識であると思えます。オンラインになったこともあり、私自身、修習生同士のコミュニケーションを図らせる意味でも意識的に授業の中にグループ討論を取り入れてきているところです。しかし、このオンラインのグループ討論に、能力的あるいは性格的にうまく馴染めない人もいるということが少し気になっています。リアルであればなんとなく場の雰囲気や馴染んで話の輪に入れたものが、オンラインになるとそれができずに孤独を感じてしまう、うまく議論に入れない、そういった修習生も中にはいるようです。

(山本委員長)

ありがとうございました。最後になりますが、刑事弁護教官室からお願いします。

(宮村幹事)

刑事弁護教官室の宮村です。これまで、各教官室からお話のあったことについては私も全面的に同じように感じています。修習生は、オンラインという制限のある環境でも、各自工夫をしながら、非常に意欲的に、積極的に修習に取り組んで、74期の修習を終了されたと感じています。

オンライン方式の限界について、弁護科目の立場から一点だけ付け加えさせていただきますと、スタイルについての指導が難しいと感じています。尋問をどういうふうに聞くか、弁論でどういうふうにプレゼンするか、接見でどういうふうに聴き取りをするかというスタイル面についての指導です。集合修習では模擬裁判形式で尋問や弁論を実演する演習科目を実施しているほか、導入修習と集合修習でいずれも模擬接見を実施するなどしているところですが、そのときに、例えば、模擬接見で被疑者に安心してもらって聴き取りをするためにはどういう立ち居振る舞いをするべきか、聞き方・発声で何か気を付けるべきことはないのか、姿勢はどうか、パソコンで筆記しながら聞く場合に留意すべきことはないかなどといったスタイルについても、本来であれば取り上げたいところです。オンラインではどうしてもそれが難しいです。コロナ禍という未曾有の状況でしたので、これまでのところはやむを得なかったように思いますが、今後状況が許すようになりましたら、やはり対面形式での修習を実現したいというところ強く願うところです。

(山本委員長)

ありがとうございました。それでは、各上席教官の幹事からの御説明につきまして、委員・幹事の皆様から、御質問でも御意見でも結構ですので、御自由に御発言をいただければと思います。

(松下委員)

先ほど、オンラインではちょっとした質問がしにくいというお話がありました。直近の2年間オンラインだけで授業を行い、この4月から教室での授業を再開した立場から御紹介しますと、授業が終わった後に学生が質問に来るということは確かにコロナ以前のように戻りました。一方、オンラインの場合、授業中にチャット機能を使って私だけに見える形で質問ができるところ、この2年間、その種の質問はかなり活発でした。この質問方法は、自分がしている質問がほかの学生には見えない、聞こえないということで気後れせずに安心して質問ができ、しかも、授業中なので、いい質問があればすぐに全受講生に共有ができるという利点があります。授業が終わった後にいい質問があっても、全受講生を呼び戻して紹介などにはできないので、何か良いデバイスやツールがないか調べているところです。なかなか良いものが見つかっていないところですが、今後何かよい知恵があればぜひ共有させていただきたいと思います。

もう一つ、この4月から、教室で実際に学生を目の前にして授業ができることになり、やっと顔を見ながら、反応を見ながら授業ができると思っていましたが、学生は皆マスクをしているため、意外と反応が分からないということが分かったところです。目だけで理解度を測るという高度な技術を磨かなければいけないと思っているところです。

(山本委員長)

ありがとうございました。それでは菅原委員お願いいたします。

(菅原委員)

4つ申し上げたいと思います。まず、対面受講時のマスクの件ですが、松下委員がおっしゃったとおり、ほぼ表情が分かりませんので、教員側としましては、オンラインの方が、顔がフルで見えて表情が分かるということを実感しております。

次に、導入の場面と集合の場面でどちらが対面の意義が大きいかという点についてですが、やはり導入の場面における対面が重要であるということを実感しております。私どもの大学は2020年度生は完全1年間クローズで、入学式もできませんでした。一方、2021年度生は、出たり入ったりですが、最初の4月に対面でできましたので、学年の繋がりや明るさが全く違います。2020年度生は、今は3年生になっていますが、3年生になっても絆をうまく作れない、先生に対しても距離があるし、学生同士がなかなか仲良くなれない状況ですので、導入の段階で頑張っ て対面の機会を作ることが非常に重要であると感じているところです。

また、ロールプレイなどでの全身の情報が重要というお話については、まさにそのとおりであると思います。パソコンのカメラだけでは上半身しか映せませんので、教員側も、全身情報が映るような設備が使えるとよいと考えているところです。ロールプレイや教官のお話の際に、全身情報が映るような工夫というものも一つあるのではないかと思います。

最後に、やはりどうしてもオンラインが苦手な人、対人の不安が若干強い人も一定程度いるように思います。そのような心配な修習

生への個別のフォローなどをどのようにされていたのか、教えていただければと思います。

(山本委員長)

ありがとうございました。最後の点、御質問であったかと思えますけれども、どなたか研修所からお答えいただけますか。

(一場幹事)

まず、事務局の方では、そのような修習生向けの相談窓口を設け、この番号に電話してくださいということで電話番号を伝えています。実際にかけていただく例もありますが、事務局では、向こうからかけていただかないとなかなか難しいところがあります。この辺りについては、教官室の方からも何かございますでしょうか。

(鈴木(謙)幹事)

民裁の鈴木でございます。正直なかなか難しいところですが。もちろん、いつでも気軽に連絡をくださいということは、講義のときなど、色々な機会に全体に対して伝えていますが、その修習生の方から声をかけてくれないとなかなか見つけにくいというのが正直なところですが。教室であれば、なんとなく元気がないなと思ひ、休み時間に声をかけてみたりということが出来ますが、オンラインの場合、この点はなかなか難しい課題であるというのが正直なところでございます。

(佐藤(雅)幹事)

修習生は日誌を当番で書いており、教官も見ますし、事務局の方でも見ていただいています。その記載から、一定程度ですが、異変を察知することができます。何か様子を変だということで、事務局の方でフォローし、その情報を教官にも共有してもらい、教官から

も個別にチャット等で連絡を取ったり、面談を行ったり、という対応を取ることもあります。

(山本委員長)

ありがとうございました。それでは濱中委員、お願いできますでしょうか。

(濱中委員)

オンラインの研修で孤独を感じてしまう方もいらっしゃるという話について、同じような話が私たちの世界にもございます。研究者養成の世界で、例えば旧帝大や大きな私立であれば、大学院生もある程度の規模がおり、院生同士の交流ができますが、地方や小さい私立大学では同じ領域の院生が一人しかいないというようなところも多々ございます。そのような学生のために、十数年ほど前から、学会で、交流のためだけに集まる機会を年に2回ほど設けております。コロナ禍になってからはズームで行っていますが、とても評判が良く、すごい数の院生が集まってきて、日頃の悩みを共有したり、そこで友人を作ったりというような動きがあるようです。司法の世界についても、このような取組があり得るのではないかと思いがたがっていました。

もう1点ですが、一口にオンライン研修と言っても、例えばズームを使ったり、オンデマンドやメールを活用したりというオンラインの研修もあるところですが、多くの大学で取り入れられているようなラーニングマネジメントシステムに支えられてのオンライン教育を行えるかというのは大きいような気がしています。早稲田大学ではM o o d l e というシステムを使っていますが、私の知らないところで掲示板を使って履修生たちが活発にやりとりをしていたり、

提供した資料について、所定の時間になるまで見ることができないように設定したり、そういったことができるものです。既に取り入れられているかもしれませんが、そのような可能性もあるのかなと思います。

（山本委員長）

ありがとうございました。最後に御指摘の点ですが、そういうものは司法研修所ではあるのでしょうか。

（一場幹事）

私どもは、基本的にマイクロソフトのチームズと、シェアポイントというアプリを使って作成したポータルサイトを利用しております。費用面の問題もあり、新しいものを導入するのはなかなか難しいところですが、事務局の方では、御指摘のあった点も勉強させていただきながら、どのようなことができるかということのをいろいろと検討してみたいと考えております。

（山本委員長）

ありがとうございました。それでは岩崎委員、お願いいたします。

（岩崎委員）

本当は次の実務修習のほうでお話しした方が良い話題かもしれませんが、まず、教官の皆様お疲れ様です。先生方が導入で頑張っていたおかげで、修習生は、随分安定した状態で分野別実務修習に来ております。75期の3クール分を現場で見えておりますが、十分に準備ができてない状態で実務に来るといような状況は生じていないものと受け止めております。

現場の方で、修習生から聞き取ったことを2点ほどお伝えしておきたいと思います。1つは、講義動画をいつでも見られる状態に残

しておいていただいているのはすごく嬉しいと。何回か聞かないと分からない子もいますが、いつでも視聴できるし、視聴した上で友達に相談ができるので、それは本当に嬉しいと言っております。多分誰も批判はしないと思いますし、皆さん御承知のとおり、復習の効果は非常に高いものですので、なんとか予算をつけて来期以降も行っていただきたいというのが、私が修習生から聴き取った情報に基づくお話です。

もう1つ、今どきの若い人は、集まったりするのがあまり好きではない人も多いのではないかという点に関してのお話です。当会の修習生に聞いてみると、ウェブで飲み会を行ったりすることがあるようですが、それにも数人しか来ない場合もあるとのことで、本当はそういうものを求めているのではないかという印象を受けています。私としては、この点は少し心配です。我々の仕事は、人間の、しかも心がものすごく不安な状態の人たちを相手にするもので、人とのつながりを求めてないというのは、人から情報も取れないし、その人に寄り添うこともできないことになりますので、そういう人が多くなってしまうと怖いなと感じているところです。これがコロナの影響によるものなのか、時代の変化によるものなのかは現時点では分かりませんが、いずれにせよ心配だということが、元教官同士で集まった際などに話題になっているところです。

(山本委員長)

ありがとうございました。最後の点は確かに非常に重要で私も時に感じることがありますけれども、これがコロナの影響によるものかという点については、少し様子を見る必要があると感じています。

いくつか非常に重要な点の御指摘をいただいたかと思います。特

に、最初はリアルで集まった方がいいのではないかという点は、私も非常に痛切に感じるところです。導入修習は時期的には12月ということで、このところ12月は比較的状況は良いことが多く、今年どうなるかは分かりませんが、研修所の方でも、12月に向けていろいろと検討をいただければと思います。

(一場幹事)

承知いたしました。

イ 実務修習に関する状況等について

(山本委員長)

続きまして、実務修習に関する状況等に移っていきたいと思います。まず、一場幹事から御説明をお願いします。

(一場幹事)

75期修習の分野別実務修習は昨年の12月に始まり、現在、各地域の状況を踏まえて十分な感染対策を講じた上で、裁判所・検察庁・弁護士事務所での修習が実施されています。

まず、実務修習結果簿の分析についてですが、分野別実務修習につきましても、分野別実務修習における指導のガイドラインというものがあり、そこで一定の数値目標が掲げられていますが、実務修習の実情を把握するため、これまで、修習生が作成する実務修習結果簿を集計して分析し、この結果を委員会に御報告しています。71期以降は第1クール分の実務修習結果簿のうち約3分の1をサンプルとして抽出して集計する方法により分析を行っていますが、75期についても同様のサンプル集計を行いました。結果として、75期についても例年とほぼ同様の結果が得られているところです。起案の件数や経験してほしい分野・事件に関する数値的な基準につ

いては、多くの修習生がこれを満たすことができていると考えております。

続きまして、選択型実務修習の状況です。75期の選択型実務修習は、7月末から開始予定ですが、74期と同様、75期においても感染防止に留意しながら全国プログラム及び自己開拓プログラムを含めた選択型実務修習を実施することを予定しています。75期においては法務省提供のプログラムとして国際仲裁を扱うものや法整備支援を扱うものが加わるなど、プログラムの拡充が図られ、募集人数が全体の約1割増加し、修習生の選択の幅を広げることができています。私からの説明は以上となります。

(山本委員長)

ただいまの説明について、どの点でも結構ですので、委員・幹事の皆様からお気づきの点、質問、意見等をお伺いできればと思います。

(菅原委員)

2点質問です。実務修習に関し、ガイドラインの数値基準を満たすことができなかった、体験できなかったという方は主にどのような理由でできなかったのでしょうか。本人の体調や病気といった理由なのか、ほかに理由があるのか、教えていただきたいというのが一つです。もう一つは、選択型実務修習の全国型プログラムについて、全体的に、募集人数に対して非常に沢山の人が応募されており、やはり募集人数が少ないのではないかと感じました。例えば、私の専門である発達心理学の分野とも関連する児童相談所におけるプログラムについては、多くの応募がある一方で、募集は限られており、

非常に狭き門になっているようで、この辺りは少し残念に思っております。今後、募集人数を増やす方向で検討されているのかが気になっているところです。

(山本委員長)

それでは、一場幹事からお願いします。

(一場幹事)

1点目につきましては、修習生側の事情でできない例もないわけではないと思いますが、それよりは、修習先で適した事件がなかった、あるいはタイミングがうまく合わなかったというところが大きいのではないかと思っております。ガイドラインに記載された全てのものについて、それに適した事件が常にそれぞれの修習先にあるというわけではないというのが実情です。各実務修習先では、可能な限り、そのような機会を提供できるよう工夫して頂いている状況ではありますが、そのようなことがある、ということです。

続きまして、選択型の方ですが、全国型プログラムは全国の修習生を対象として行うものでして、全国型プログラムで履修することができなかった場合でも、各修習地で企画する個別修習プログラムの中でこれに近いテーマを取り扱う修習を実施していることもありますので、その中で参加してもらうことが可能なケースもあります。全国型プログラムは受入れ先の負担が非常に大きく、開拓が容易でない部分もありますが、法曹の活動領域を広げるという重要な目的がありますので、今後も開拓に努めたいと考えております。

(菅原委員)

ありがとうございます。人ごとに見たとき、どれもこれもできなかった、という人は生じないようにしていると理解してよろしい

でしょうか。

(一場幹事)

そのようなことは生じていないという認識です。

(菅原委員)

分かりました。ありがとうございます。

(山本委員長)

ありがとうございました。他の方はよろしいでしょうか。個人的な感想ですが、最後の選択型実務修習で国際仲裁のものができて、その履修を多くの修習生が希望しているということは、私自身も仲裁ADRに長く携わってきているものですので大変喜ばしいことかと思えます。一場幹事が言われたように、様々な道が開けていくように、今後も開拓をぜひ進めていただければと思います。

(一場幹事)

承知しました。

ウ 指担協の協議事項について

(山本委員長)

それでは、最後になりますが、本年度の司法修習生指導担当者協議会、略して指担協と呼ぶようですが、この指担協の協議事項について、一場幹事の方から説明をお願いします。

(一場幹事)

修習充実のための取組としまして、毎年、全国の修習指導担当者と司法研修所との間で司法修習生指導担当者協議会、略して指担協を実施しています。今年度は7月4日の開催を予定しており、民裁・刑裁・検察・弁護の分科会ごとに協議を行うこととしています。その協議事項の案は、次のとおりです。

まず、協議事項の1は、「修習の質をより高めるための改善・充実方策について」とすることを予定しています。司法研修所におきましては、司法修習生に見られる課題を踏まえ、より質の高い実効的な修習指導の在り方について検討を行う継続的な取組を進めているところです。その取組の状況を実務修習庁会、実務修習の指導担当者に共有するとともに、いわゆる3プラス2や在学中受験の導入等の法曹養成制度改革が進められていることを踏まえ、法曹養成プロセス全体を見据えながら、修習の質を向上させるための方策について、協議を行っていただくことを考えています。司法研修所における取組の状況については、後ほど、各上席教官の幹事から説明いただきたいと考えています。また、この協議事項に関して、コロナ禍やデジタル化、ワークライフバランスに対する意識の高まり等による働き方の変化により、現在、法曹を取り巻く環境にも大きな変化が生じてきているところです。具体的には対面での接触の機会や執務時間外における同席の機会の減少などに現れてきており、先ほど、岩崎委員から御発言があった点とも関連するかと思います。この辺りも踏まえながら、修習指導の内容のみならず、その方法にも焦点を当てた形で協議を行っていただくことを考えています。

協議事項の2としては、「選択型実務修習の実情と課題について」とすることを予定しています。新修習の開始とともに選択型実務修習が導入されて約15年となり、全国的に概ね安定的な運用が行われているところですが、限られた修習期間の中で選択型実務修習期間をいかに充実したものとするかについては、引き続き検討して行く必要があると考えています。そのようなことも踏まえながら、近年の各実務庁での選択型実務修習の実情や課題などについて協議

していただくことを考えています。

(山本委員長)

ありがとうございました。それでは、引き続き、今の説明に関連して、司法研修所の各上席教官の幹事から、現在の取組状況についての説明をお願いいたします。それではまず民事裁判の鈴木幹事からお願いします。

(鈴木(謙)幹事)

民事裁判科目について御説明します。民事裁判の大きな柱として主張分析と事実認定があります。まず、主張分析については、実体法の理解、また、要件事実の考え方を踏まえた主張分析の重要性について、民事弁護教官室とも共通の認識を持って指導を行っているところです。主張分析の指導においては、緻密な要件事実論というよりは、事実認定の対象である争いのある主要事実を正確に把握することができるよう、要件事実の考え方を具体的な事案で使いこなせるようになってもらう、ということ意識して指導を行っています。そのような観点で、設問、採点基準、講義講評の内容もそのような内容にシフトしてきているところです。今後は、少し応用的なものとして規範的要件も取り上げていきたいと考えているところです。

次に、事実認定については、民裁教官室では、事実認定において大切なことは妥当な結論とそれに至る説得的な理由付けであるということ、逆にいうと、修習生が誤解しがちな単なる事実の拾い上げや個々の事実の意味づけではないということ強く意識して指導をしているところです。具体的な改善点としては、事実認定の基本的な考え方・手法や事実認定において大切なことを言語化したペーパ

一を作成して修習生に配布したほか、事実認定起案の検討例を作成・配布して、具体的な事案に即して、起案においてなすべきことのイメージを持ってもらうようにしています。また、採点基準の改善を試みて、民裁教官室の中でその事案において本当に必要な結論を左右する事項・事実は何かということを含めて検討した上で、そういった点についての検討を高く評価するようにしています。さらに、指担協を指導内容の更なる改善のサイクルの一つとして位置づけ、教材や指導内容について、各論ベースでも各実務庁の指導官から意見をいただく機会としています。事実認定については、先日修習を終了した74期の修習を通じて、改善が見られ、一定の成果が得られたものと考えているところです。

主張分析・事実認定いずれについても民事裁判にとって本当に大事なものは何なのか、ひいては法律家として汎用的な能力は何かというところに立ち返って修習生の指導に当たることが大切だと考えています。修習において基本的な考え方を理解しておくことが、今後実務に出てから複雑な事案に対処するに当たって有用であるということ意識してもらえそうな指導を心がけたいと考えています。

(山本委員長)

ありがとうございました。それでは刑裁の河本幹事、お願いします。

(河本幹事)

刑裁の河本でございます。

まず、前回の委員会でも申し上げましたが、司法試験では事実が試験問題で与えられており、論点に特化した勉強で対応しがちです。それはそれで無意味ではないのですが、事実は証拠によって認定し

ていくもので、その背景には、先ほど岩崎委員からもお話がありました。また、論点の勉強に特化してしまうと、法律の本来意味するところとやや乖離する場合があります。論点は、ある事例に対応して出てきたものですので、事例が違えば全然通用しなくなる。今の修習生は非常によく勉強しており、参考書類の本をよく読んでいます。その中で、問題事例を考えるための中間的な考慮要素を相当数拾い上げ、覚えようとします。事案によってはその中間的考慮要素が全く役に立たない場合があるのですが、その考慮要素に引っ張られてしまい、紛争の実態とか法律の本当に意味するところと乖離した検討をしてしまう。

これらの点について意識した指導を行うことにしています。なお、実務家全体としてもそのような課題はあるのではないかという気がしています。

このような課題を前提に、修習生には、その紛争の実態をつかみ、そして、法律の本当に意味するところに従って、人に納得してもらえ結論の理由付けを考えることの大事さを分かってもらうようにしています。また、教材内容も工夫し、典型的な考慮要素を当てはめれば終わりというような問題はやめて、少し目先を変えた問題を出して、法律の本来に立ち返った検討をしてもらうようにしています。こことここを押さえないといけない、といった教え方をすると、どうしても修習生は論点主義的に考えてしまいますので、もっと大掴みに、この事案の本質はここにある、そうすると、この規定のこの考え方が問題となる、といったことを理解させる教え方をしよう意識しています。このような方針について実務庁と意見交換を行

い、意識を共通にし、また、実務庁からも、実務で問題になっている事例の紹介を受け、それを研修所での指導の改善に反映させていく、そうしたサイクルを組み上げたいと考えており、今回の指担協でも、実務庁との間で、そのような議論をしていきたいと考えております。

(山本委員長)

ありがとうございました。それでは検察の杉山幹事、お願いします。

(杉山幹事)

検察の観点から刑事の実体法・手続法の理解に関して申し上げますと、やはり、修習生は、刑事に関する実体法・手続法の理解が必ずしも十分ではないと思われるところがございます。司法試験に受かってはいますが、どうしても論点ごとの勉強になってしまう、理解が表面的で具体的に使いこなせる知識になっていないという課題がある状況です。そういった点を一から教えるのは研修所の役割はありませんので、自分で勉強してもらう必要があります。そのきっかけ作りの一環として、従来、検察起案では事実認定、犯人性を中心に論じさせていたところを、知識を使いこなせるようにするという課題を踏まえ、犯人性の検討に加えて、事実を踏まえた法律の認定の点、司法試験で問われるような各構成要件への当てはめの部分も、あえて論じさせるようにしています。このような部分は、実務に出てからも重要であり、勉強をし続けなければならないということを改めて認識してもらうことを狙いとするものです。

それから、修習生に見られる課題の2点目としては、やはり、事実認定の基本を理解させるのが難しいというところではあります。その点に

関する工夫として、検察起案の場合には、問題を全般的に簡素化しています。例えば、従来、間接事実が4つも5つもあったものを、記録を作る段階で細かい事実をあえて削って事案を簡素化したり、本来であれば、事実認定に供する関係者の供述の信用性はやはり網羅的に検討するのが基本的な在り方ですが、ある者の供述の信用性の検討は不要ということを設定の中で明示するなどして、何を学んでほしいのか、何を理解させたいのかということをより分かりやすくし、基本的なことの理解ができるよう工夫しているところです。基本的なことを明確化することにより、少しずつ基本を理解していない修習生は少なくなってきたおり、一定の効果は見られているという気がしています。

(山本委員長)

ありがとうございました。それでは民事弁護の佐藤幹事、お願いします。

(佐藤(雅)幹事)

民事弁護教官室の取組について説明します。民事弁護科目は、民事弁護士の活動領域がかなり広範囲に渡っていることから、その守備範囲がかなり広いということが一つの大きな特徴かと思えます。そういった意味で、実践的な教育ももちろん行ってはいますが、やはり、全部を網羅的に教えることはそもそも不可能ですので、本質的な部分をきちんと押さえて、そこを修得してもらうという点に力を入れることが相当であると考えています。現在、本質的な部分、基本的かつ汎用的な能力として修得させる必要のある部分のうちどこに光を当てているかということ、具体的には、法的分析能力の部分に修習生の課題があるのではないかと考えており、これをいかにし

て修得させるかという観点から取り組んでいる状況です。

具体的には、ここまでの3教官室からのお話と重複するところもありますが、実体法の要件事実の基本的な理解というよりも、その基本的知識をどのように生の事案にあてはめて使いこなすか、というところがやはり大きな課題であると思っています。この生の事実、研修所教育では白表紙記録に置き換えざるを得ないのですが、その中から自らの主張あるいはその要証事実に結びつく重要な間接事実を、民弁の言葉で言いますと、豊富に、正確に、具体的に拾い上げる、その力をまずは第一歩として確実に身につけてほしいと考えております。この、豊富に、正確に、具体的に、という3つのキーワードと要証事実との関連性、この2つは強調して何度も繰り返し修習生に教えているところです。

それから、民裁の鈴木幹事からのお話にもありましたが、民弁教官室と民裁教官室とは、共通科目の実施にとどまらず、それぞれの講義の傍聴を相互に行い、また、定期的に意見交換をするなどして連携を深めているところでして、その中で、民裁教育と民弁教育とで、修習生に修得させるべき基本的能力が共通しているということはかなりはっきり見えてきました。そのことは、修習生にも確実に伝わっているという手応えも感じています。ただ、他方で、裁判官と弁護士は立場が違いますので、それぞれの能力の現れ方が異なります。これもまたはっきりしてきていることですが、この違いの部分は、まだ、修習生に十分伝えきれていないと感じており、この点が今後の課題だと考えています。先ほどの法的分析能力の現れ方を例に申し上げますと、裁判所の立場ではあくまでも当事者から出された主張や証拠を整理する形で主にその能力を使うと思いますが、

弁護の場合は、依頼者の要求、要望を軸にしながら、依頼者から聞き取った情報、事実、自ら集めた証拠から適切な法律構成を考えて選択し、法的な主張を自ら構築する、ということで、出されたものを整理するのではなく、自ら作る形で法的分析能力を使うことになります。

このような弁護士としての法的分析能力を鍛えるための取組として、まず、起案の題材として、訴訟の最終場面での最終準備書面を書かせるというだけではなく、訴状や答弁書といった手続の当初の段階のものを起案させることにより、法的に分析しながら主張を構築するというトレーニングをさせることが大事であると考えています。それから、設問についても、単に裁判書類を起案せよということではなく、記録中の事実や証拠から考えられる法律構成を複数検討させたり、その中から、理由を付けて、適切と思われるものを一つ選択させるといういわゆる分析問題を出題するという工夫をしています。どのような起案素材を使い、どのような設問とするのが効果的かというところは各論の部分ですが、この実際教材に落とし込む作業は非常に難しく、毎年試行錯誤しながら取り組んでいるというのが現状です。

(山本委員長)

ありがとうございました。それでは、最後に刑事弁護の宮村幹事、お願いします。

(宮村幹事)

刑弁の宮村です。民弁の佐藤幹事のお話と共通する部分がありますが、刑事系の3科目の共通する部分と違う部分について修習生にどう理解を深めてもらうかというところが大きな課題であると感じ

ています。

まず、同じ部分という点では、刑事弁護は裁判所に求める結論に至ってもらふことを目標とするわけですので、裁判所と全く違う物差しで事実認定の手法を用いるとおかしな話のはずで、そこは刑事裁判科目と共通する部分があると思います。そのため、刑事弁護では刑事裁判とは違う物差しで供述信用性を評価するのだといった誤解を生じさせないように、3教官で連携するべき部分は連携しながら教えていくことが重要だと考えています。そういう意味で、現在3教官室でのコラボ科目があったり、コラボでの課外講義に取り組んだりしていることは、非常に重要な取り組みであると感じているところです。

他方で、佐藤幹事からもお話があった裁判と弁護の立場の違いをしっかりと理解してもらふことについては、刑事弁護教官としても課題だと感じています。裁判官のような、いわば評価する立場の目線で書かれた弁護起案を提出してくる修習生が一定数おり、どうしてそのようなことになるのか、私どもも悩んでいるところです。やはりこれは実務修習で経験を積んでもらうことが非常に重要だろうと感じています。導入修習から実務修習に送り出す際には、実務修習中に弁護人の立場にのめり込むくらい没頭し、依頼者である被疑者のためにものを考えるという経験をしてきてほしいと伝えています。起案の表現面は集合修習でも教えることができるから、まず弁護人の視点をしっかりと養ってきてほしい、ということを伝えて送り出しているところです。弁護修習中に刑事事件の起案の機会を得られないという修習生が一定数いるようですが、私自身は、それ自体は特に大きな問題ではないと感じていて、より重要なのは、接見して本

人から聞き取りをして、この事件の弁護活動をどう組み立てるのかということに頭を悩ませた経験があるかどうかというところだと感じています。その経験を積んでいけば、例えば集合修習の刑事弁護の起案の中で、「被告人の言い分は信用できるだろうか。以下検討する。」といった記載をすることはないはずだと思います。実務修習中にしっかりと刑事弁護人の立場になりきって没頭する経験をしてもらう、そういう意味で実務修習との連携が重要だと考えています。

(山本委員長)

ありがとうございました。それでは一場幹事及び5教官室のそれぞれの上席の方々からの説明、どの点でも結構ですので御質問、御意見等自由にお出しただければと思います。

(鈴木(道)幹事)

幹事の鈴木です。民裁教官の鈴木幹事のお話に関連して感じたことを申し上げます。これは司法研修所の教育だけで解決できる問題ではなく、実務家全体の課題でもあると思うのですが、修習生は、全体的に、類型的なあるいは典型的な事案の整理は非常に得意なのですが、非典型的な話がきた時にそれを整理するのがなかなか難しいという状況があるのではないかと思います。実務でも裁判が長引く事例は非典型的な事例が多いと思います。修習生は、所与の事実を前提に、論点主義の中で物事を考えて行く、ということに非常に慣れていますが、生の事実と格闘しながら重要な要素を取り出して紛争の本質に迫るというのは不得手な作業です。正直、実務家になっても尾を引いてるところもあると思います。前提としての要件事実の教育は不可欠であると思いますが、それを前提として、さらに、非典型的な事例にどう向き合うかというところに修習の課題を置く

ことを考えるべき時が来ているのではないか思っていたところですので、今回、民裁の鈴木幹事から今後は規範的要件に踏み込んだ教育に取り組んでいただくというお話があり、非常に興味深くお聞きしました。

（山本委員長）

ありがとうございました。民裁の鈴木幹事、何かコメントはありますか。

（鈴木（謙）幹事）

御指摘ありがとうございます。方向性としては、鈴木幹事が言われたとおりです。貸借、消費貸借、売買等の典型的な類型に当てはまらないもの、例えば過失であればどういう事実があれば過失という評価が導き出せるのかということを実案に即して考えるということも行っていけたらと考えています。他方で、これも御指摘のとおりですが、基本的な契約類型についてしっかり学修してもらうことも大事であり、そのような点は学修記録という自学自修用教材も充実させてきているところですので、自学自修で補えるところは補ってもらいながら行っていければと考えています。

（山本委員長）

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。菅原委員お願いします。

（菅原委員）

私は法学部ではないのですが、大学・法科大学院での教育に課題があるようであれば御指摘いただけたらと思います。

（山本委員長）

ありがとうございます。いかがでしょうか。

(杉山幹事)

検察教官室の杉山です。現状、大学院等の教育に問題があるという事は感じておりません。検察教官室としましては、最近の修習生の特性なども踏まえながら、また、修習生の大多数が検事にならず、他の法曹になっていくことを前提に、検察官の業務について基本的な理解をしてもらうために最低限どのようなことを行う必要があるのかを検討し、工夫して取り組んでいるという状況です。

(菅原委員)

ありがとうございます。いわゆるデジタルネイティブ世代である若い人たちはコミュニケーションの仕方にも問題があることもあり、修習の中では、生の人間としても鍛えていただけるとよいのではないかと感じました。

(山本委員長)

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。岩崎委員お願いします。

(岩崎委員)

宮村幹事のお話に関連して申し上げます。従来、検察、刑裁、弁護の法曹三者は刑事では先鋭に対立していました。これは、歴史的にそのようなことになっているので、それはそれでよいのですが、何がどう違うのかということが分からないままに対立していた時代もなかったわけではないように思います。法廷ではそのようなことは分からなくても問題はないと思いますが、司法研修所の教育ではそれを分らなければだめだ、という意識を持っていただいているということが分かり、我々が教官の時にそのような問題意識を持って取組を始めていましたので、すごく安心していますし、是非、その

考えを3教官室で持ち続けていただきたいと思います。先ほど、杉山幹事も話されていましたが、検察のことを闇雲に批判する人間も中にはいると思いますが、そうではなく、検察側の考えをしっかりと理解した上で批判や抵抗、あるいは弾劾を行った方が、やはり、より良い裁判、より良い結論につながるに決まっているわけですから、ぜひ続けていただければと思います。

(山本委員長)

ありがとうございました。濱中委員お願いします。

(濱中委員)

最近の若者にすごく顕著なのは、分かりやすいものにすごく慣れてしまっているというところであると思います。学生は、予備校の授業の分かりやすさに、また、それで勉強して自分の実力を伸ばすことに慣れて入ってきている子たちですので、分かりやすさだけではない大変なところを扱う法曹の養成の中で、皆さんも御苦労されているのだろうなということを思いながら聞いていました。ただ、各教官室から御紹介いただいたいろいろな工夫は、私の方も勉強になりました。密なコミュニケーションを取りながら工夫を組み合わせることで、課題とされているものは徐々に解決されていくのではないか、ということを思いながらお聞きしてしました。

(山本委員長)

ありがとうございます。貴重な御指摘かと思えます。和田幹事、お願いします。

(和田幹事)

法科大学院での教育の話題も出ましたので、担当している者として若干コメントを残させていただきます。法科大学院における刑事

法の教育のレベルは年々上がっていると感じていますが、それが研ぎ澄まされていくと、濱中委員のお話にもあったように、分かりやすさが増して、分からないものを何とか分かろうとする力を養う機会を失わせているということがあるかもしれない、そうであればそれは反対によくないと思いました。変な話ですが、若干、分かりにくい要素を入れながら進めるということも考えた方がよいのかもしれないと思ったところです。

また、法曹界全体の魅力を増して人気を高め、優秀な人にたくさん来ていただくということが法科大学院の教育、司法研修所の教育の前提としてやはり重要であると思いますので、そこは共によろしくをお願いします。

(山本委員長)

ありがとうございました。それでは、設楽幹事、お願いします。

(設楽幹事)

本日各教官室のお考えをお聞きし、修習生に本当にたくさんのごことを身につけてほしいという願いがこの場で語られたように思います。一方で、実際の修習日程に目を向けると、例えば、75期の集合修習は実日数で30日、そのうち即日起案の日が10日ですので、残りの20日程度で起案の講評を含めた研修所教育を終えなければならないことになっています。実務修習についても、私の事務所にも修習生が来ていますが、弁護修習も正味1か月と考えてよいと思っており、各庁でも同様であると思います。そうすると、研修所あるいは実務庁での教育で、教官の皆さんが考えておられることを全部盛り込むことは、修習生に無理を強いることになるのではないかと常々思っています。

研修所の教育に限定していえば、共通するものはなるべく集約をし、独自のものは独自のもので時間を確保するという工夫がもう少しできるのではないかと思っています。例えば、交互尋問における尋問事項や反対尋問の手法は、理論上、民事と刑事とで変わりはないはずだと思います。また、先ほど、宮村幹事からお話がありましたが、刑事弁護人が目指すのは裁判所に求める認定をしてもらうことであるとすれば、それを踏まえて、刑事共通科目の授業を工夫する余地があるのではないかという気がしています。実務修習の方は、ガイドラインなどの制約がありますので、ここではあえて触れないでおきます。

妙案があるわけではなく、感想の限りとなり恐縮ですが、感じたことを述べさせていただきました。

(山本委員長)

ありがとうございました。一場幹事、どうぞ。

(一場幹事)

設楽幹事の御発言に関しては、こちらも十分に認識しているところですが、非常に過密なカリキュラムになっており、可能であれば本当はこの中に少し自由研究日を設けて復習の機会を与えた方が修習生の理解の定着が進むのではないかと思うのですが、何分教えたことがたくさんあり、詰まっている状況です。我々は裁判官、検察官、弁護士をそれぞれに育てているわけではなく、法曹を育てているわけですので、法曹に共通して必要な能力が何なのか、裁判官、検察官、弁護士それぞれに必要な能力は何なのかというところをきちんと分けて行うことで、より効率的なカリキュラムが組めるだろうというのは、御指摘のとおりかと思っています。これまで、5教

官室がバラバラに考えていたところがなかったわけではありませんので、まずは、各教官室が互いにどのようなことを行っていて、どういうことを目的にしているのか、それを言語化して分析することを通じて、共通できるものは共通して、違うものは違うように各教官室で指導していく、そのような形を構想しているところです。現時点では、実際にどこまで実現できているのかということには自信がないのですが、今後も、そのような観点を意識して行っていきたいと思っています。その状況については、今後もこの委員会でも御報告させていただきたいと思っています。

(山本委員長)

ありがとうございました。最後の点は、まさにこの司法修習委員会、最初からいる人はおそらく私くらいになっていると思いますが、当初、新司法修習を作るときは、まさにそのような議論であったかと思っています。かつて2年間であった修習期間が1年ということになり、何をそぎ落とし、法曹三者に共通するコアになる能力をどのように養わせるか、ということ、かなり議論した記憶があります。ただ、年月が経つとやはり教えたことが増えてきます。これは、大学ではどこでもそうで、カリキュラムというのは肥大化していかざるを得ない宿命にあると思うのですが、ただ、やはり原点に立ち戻って、また考えていく必要があるというその意味で、今日、非常に重要な問題提起をいただいたという印象を私は持ちました。

指担協の協議事項案については、特段の異論が出なかったかと思っていますので、当委員会としては、原案のとおりとすることが相当である、ということで取りまとめさせていただければと思います。

本日の議論を踏まえて、研修所におかれては、引き続き、司法修

習の更なる向上に努めていただければと思います。長時間に渡りましたが、以上で本日の委員会は終了とさせていただきます。熱心な御議論、誠にありがとうございました。